平成２８年（フ）第３１２号
新潟市江南区天野１丁目27番９号、前住所埼玉県和光市白子２丁目12番19号　アドバンス栗原201
債務者　天木　聡美
1　決定年月日時　平成28年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３２７号
新潟県東蒲原郡阿賀町京ノ瀬4615番地
債務者　佐藤　悦子
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３２９号
新潟市東区逢谷内４丁目８番６号
債務者　坂井　佳子
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３３６号
新潟市中央区関屋松波町３丁目219番地２
債務者　平間　　築
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３４２号
新潟市中央区鳥屋野２丁目16番７号　ルーラル・鳥屋野103号
債務者　角原　康裕
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０２号
福井市志比口２丁目20番５号
債務者　宮川　　正
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２０４号
福井市若杉町第28号24番地５、旧住所福井市下江守町第54号２番地71
債務者　兼平　　淳
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２７７号
山梨県甲府市飯田２丁目16番７号
債務者　宮澤　弘美
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２７８号
山梨県甲府市貢川１丁目10番28号
債務者　平出　郁恵
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２９６号
岐阜県各務原市那加信長町１丁目43番地
債務者　神宮司康夫
1　決定年月日時　平成28年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３０１号
岐阜県関市宮地町３番25号、前住所岐阜県関市小瀬長池町69番地
債務者　山田　敏彦
1　決定年月日時　平成28年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１６６号
三重県鈴鹿市郡山町2004番地の60
債務者　野田　明弘
1　決定年月日時　平成28年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１９７号
三重県津市分部2065番地１
債務者　谷中あい子
1　決定年月日時　平成28年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２５２号
大津市大萱４丁目３番６号　カーム瀬田104号
債務者　木村　早希
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２２４号
兵庫県伊丹市中央４丁目６番24号　フォレストコート伊丹405号
債務者　近藤美恵こと　近藤　美惠
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２０４号
兵庫県明石市魚住町西岡2114番地の４
債務者　西光　正博
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２３３号
神戸市西区竹の台２丁目16番地の４　１－809号
債務者　本多　昭夫
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係